

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 5 年 1 月 2 7 日	不動産番号	4 1 0 3 0 0 0 3 0 9 0 7 7
地図番号	(Z 3) 2 0	筆界特定	余 白		
所 在	鹿角郡小坂町小坂字館平			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
6 6 番	原野	5 7 8 5		余 白	
6 6 番 1	余 白	4 6 5 3		①③ 6 6 番 1、2 に分筆 〔昭和 4 9 年 5 月 2 2 日〕	
余 白	余 白	5 7 8 4		③ 6 6 番 2 を合筆 〔昭和 5 2 年 5 月 2 1 日〕	
余 白	学校用地	余 白		② 昭和 5 2 年 4 月 1 日変更 〔昭和 5 4 年 7 月 2 0 日〕	
余 白	余 白	余 白		1 2 番 2 に合筆 〔昭和 5 4 年 7 月 2 5 日〕 同日閉鎖	
6 6 番 1	学校用地	5 7 8 4		合筆錯誤 〔昭和 5 4 年 1 1 月 1 4 日〕 登記用紙回復	
余 白	余 白	1 5 0 9 2		③ 錯誤 〔昭和 5 4 年 1 1 月 2 1 日〕	
余 白	余 白	2 6 1 7 1		③ 1 2 番 2、6 4 番 1 を合筆 〔平成 9 年 3 月 1 7 日〕	
余 白	余 白	2 7 3 6 7		③ 錯誤 〔平成 1 0 年 3 月 1 8 日〕	
余 白	余 白	余 白		管轄転属により登記 平成 1 5 年 1 月 2 7 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成 9 年 3 月 1 0 日 第 1 3 7 6 号	所有者 秋 田 県 順位 5 番の登記を移記
	余 白	余 白	管轄転属により登記 平成 1 5 年 1 月 2 7 日



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 8 7 1 0 4 (2 / 5)

1 / 2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

令和8年9月10日

秋田地方法務局

登記官

伊藤博美

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K87104 (2/5)

2/2

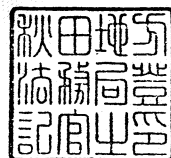


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年1月27日	不動産番号	4103000308962
地図番号	(Z3)20	筆界特定	余白		
所 在	鹿角郡小坂町小坂字館平			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1番	山林	661		余白	
余白	学校用地	余白		②昭和53年4月1日変更 〔昭和54年7月4日〕	
余白	余白	11217		③2番、3番、69番1を合筆 〔昭和54年7月25日〕	
余白	余白	33757		③錯誤 〔昭和54年7月25日〕	
1番1	余白	33058		平成2年2月16日一部地目変更 ①③1番1ないし1番3に分筆 〔平成3年3月1日〕	
余白	余白	33683		③錯誤 〔平成10年3月18日〕	
余白	余白	31683		③錯誤 〔平成10年3月25日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年1月27日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年3月23日 第2578号	原因 昭和57年3月10日交換 所有者 秋 田 県 順位5番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月27日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

令和8年9月10日

秋田地方法務局

登記官

伊 藤 博 美

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K87104-(1/5)

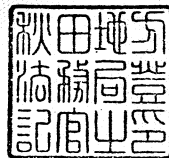


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年1月27日	不動産番号	4103000309100
地図番号	(Z3)20	筆界特定	余白		
所 在	鹿角郡小坂町小坂字館平			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
70番20	原野	14		70番7から分筆 〔平成3年12月17日〕	
余白	余白	224		③70番21ないし70番24を合筆 〔平成3年12月25日〕	
余白	学校用地	余白		②平成2年2月16日変更 〔平成4年3月3日〕	
余白	余白	227		③錯誤 〔平成10年3月18日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年1月27日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成3年12月25日 第5048号	所有者 秋 田 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月27日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

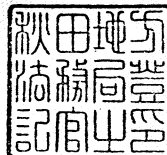
(秋田地方法務局大館支局管轄)

令和8年9月10日

秋田地方法務局

登記官

伊 藤 博 美



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K87104 (3 / 5)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年1月27日	不動産番号	4103000312088
地図番号	(Z3)20	筆界特定	余白		
所 在	鹿角郡小坂町小坂字横館			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
54番	原野		99	余白	
余白	学校用地	余白		②昭和53年4月1日変更 〔昭和54年7月4日〕	
余白	余白		5019	③55番、56番、57番2、58番2、61番2、62番ないし65番を合筆 〔昭和54年7月25日〕	
余白	余白		11348	③錯誤 〔昭和54年7月25日〕	
余白	余白		40574	③66番1を合筆 〔平成9年3月17日〕	
余白	余白		39854	③錯誤 〔平成10年3月18日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年1月27日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成9年3月10日 第1377号	所有者 秋 田 県 順位6番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月27日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

令和8年9月10日

秋田地方法務局

登記官

伊 藤 博 美

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K87104 (4 / 5)

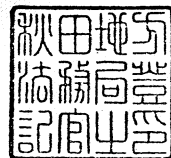


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年1月27日	不動産番号	4103000309378
地図番号	(Z3)20	筆界特定	余白		
所 在	鹿角郡小坂町小坂字中小坂			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
12番4	山林		1234	12番から分筆 〔昭和53年1月30日〕	
余白	学校用地	余白		②昭和53年4月1日変更 〔昭和54年7月20日〕	
余白	余白		1307	③錯誤 〔昭和54年9月13日〕	
余白	余白		1085	③錯誤 〔平成10年3月18日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年1月27日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年3月23日 第2580号	原因 昭和57年3月10日交換 所有者 秋 田 県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月27日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

令和8年9月10日

秋田地方法務局

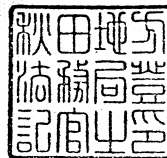
登記官

伊 藤 博 美

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K87104 (5/5)



1/1